

Z-73-F 消費税法〔第一問〕一解 答一

問1 (30点)

問1 (1)

《課税仕入れの意義》 ⑤

事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、輸出免税等により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

上記の規定により、課税仕入れの相手方が、事業として資産を譲渡した場合に課税資産の譲渡等に該当するものは課税仕入れとなるので、個人Bは事業者ではないものの、その居住用家屋の取得は、A社の消費税法上の課税仕入れに該当する。 ⑤

問 1 (2)

《居住用賃貸建物の意義》 ③

居住用賃貸建物とは、別表第一第 13 号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。）以外の建物で高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものに限るものをいう。

《高額特定資産の意義》 ②

高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額の 100/110 に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られるその対象資産の課税標準である金額が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいう。

《居住用賃貸建物に係る仕入れに係る消費税額の控除の不適用》 ②

事業者が国内において行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入れに係る消費税額の控除の規定は適用しない。

上記の規定により、この居住用家屋は、取得価額が 1,000 万円以上であることから高額特定資産として「居住用賃貸建物」に該当するので、その課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とはならない。 ③

問1 (3)

《非課税》 ①

国内において行われる資産の譲渡等のうち、住宅の貸付けその他一定のものには、消費税を課さない。

《非課税とされる住宅の貸付けの範囲》 ③

その貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合(その契約において貸付け用途が明らかにされていない場合に、貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。)に限るものとし、一時的に使用させる場合その他の一定の場合を除く。

《一時的に使用させる場合その他の一定の場合》 ③

一時的に使用させる場合その他の一定の場合を除くとは、住宅の貸付けに係る期間が1月に満たない場合及びその貸付けが旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合とする。

上記の規定により、A社が個人Cに対して行う本間における居住用家屋の貸付けについては、消費税は課されない。 ③

問 2 (20 点)

問 2 (1)

《法人の課税期間》

(1) 原則 ①

事業年度

(2) 3月特例課税期間 ②

その事業年度が3月を超える法人で原則に定める期間を3月特例課税期間に短縮することについてその納税地の所轄税務署長に消費税課税期間特例選択届出書を提出した場合

その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間)

(3) 効力 ②

消費税課税期間特例選択届出書の効力は、その提出日の属する3月特例課税期間の翌期間(その提出日の属する期間が、事業者が国内において課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)に係る事業を開始した日の属する期間その他一定の期間である場合には、その期間)の初日以後に生ずるものとする。

上記の規定により、D社の設立第1事業年度の消費税の課税期間は、令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間及び令和5年2月1日から令和5年3月31日までの期間となる。 ②

問 2 (2)

《税率》 ②

消費税の税率は、7.8%とする。

※ 軽減対象資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物のうち飲食料品に該当するものについては、6.24%とする。

《食事の提供の意義》 ②

飲食店業その他一定の事業を営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、その飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)をいう。

問 2 (2) (続き)

上記の規定により、E社がF社に対して行う食材(肉類)の販売に係る消費税の税率については、食事の提供には該当せず、人の飲用又は食用に供される飲食料品の販売として軽減税率の対象となり、8% (国税 6.24%及び地方税 1.76%) となる。 ②

問 2 (3)

《非課税》 ①

国内において行われる資産の譲渡等のうち、有価証券(ゴルフ場利用株式等の施設の利用に関する権利に係るものとして一定のものを除く。)及び支払手段(収集品及び販売用のものを除き、暗号資産を含む。)その他これらに類するもの(以下「有価証券等」という。)の譲渡その他一定のものには、消費税を課さない。

《課税売上割合の計算上、注意すべき点》

(1) 売掛金債権の譲渡について ②

課税売上割合の分母における資産の譲渡等には、事業者が行う金銭債権のうち資産の譲渡等の対価として取得したものの譲渡その他一定の資産の譲渡は、含まないものとする。

(2) 貸付金債権の譲渡について ②

事業者が有価証券等(ゴルフ場利用株式等の施設の利用に関する権利に係るものとして一定のものを除く。)又は金銭債権(資産の譲渡等を行った者がその資産の譲渡等の対価として取得したものを除く。)の譲渡をした場合には、課税売上割合の分母における資産の譲渡等の対価の額は、その有価証券等又は金銭債権の譲渡の対価の額の5%に相当する金額とする。

上記の規定により、G社が行う売掛金債権及び貸付金債権の譲渡については、消費税は課されない。また、課税売上割合の計算上、H社に対する売掛金債権の譲渡については、課税売上割合の分母及び分子に含めず、I社に対する貸付金債権の譲渡については、その譲渡の対価の額の5%に相当する金額を課税売上割合の分母に含める。 ②

Z-73-F 消費税法〔第二問〕一解 答一

問1-25点-

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)				
《7.8%》 $2,457,380 + 1,274,650 + 613,510 + 643,220 + (26,077,950 - 3,375,950) \textcircled{2} + 2,120,000$ $+ 318,250 = 30,129,010$ 、 $30,129,010 \times \frac{100}{110} = 27,390,009 \rightarrow 27,390,000$ (千円未満切捨)					
《6.24%》 $851,970 + 2,957,180 \textcircled{2} = 3,809,150$ $3,809,150 \times \frac{100}{108} = 3,526,990 \rightarrow 3,526,000$ (千円未満切捨)					
《合計》 $27,390,000 + 3,526,000 = 30,916,000$	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">額</td> <td style="text-align: right;">30,916,000</td> </tr> </table>	金	円	額	30,916,000
金	円				
額	30,916,000				

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)				
《7.8%》 $27,390,000 \times 7.8\% = 2,136,420$					
《6.24%》 $3,526,000 \times 6.24\% = 220,022$					
《合計》 $2,136,420 + 220,022 = 2,356,442$	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">額</td> <td style="text-align: right;">2,356,442 $\textcircled{2}$</td> </tr> </table>	金	円	額	2,356,442 $\textcircled{2}$
金	円				
額	2,356,442 $\textcircled{2}$				

II 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程	(単位：円)				
(1) 《7.8%》 $27,390,009 - (102,460 + 1,391,740) \times \frac{100}{110} = 26,031,646$					
(2) 《6.24%》 $3,526,990 - 67,080 \times \frac{100}{108} = 3,464,879$					
課税売上割合	<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">32,872,475</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">638,382,790</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	32,872,475	円	638,382,790	円
32,872,475	円				
638,382,790	円				

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程		(単位：円)
(3) 輸出免税	3,375,950 ㉔	
(4) 非課税	312,170,820 + 277,144,500 ㉔ + 14,822,700 + 1,132,500 + 839 + 14,330 × 5% ㉔ + 4,764,800 × 5% = 605,510,315	
(5) 課税売上割合	$\frac{(1)+(2)+(3)}{(1)+(2)+(3)+(4)} = \frac{32,872,475}{638,382,790} = 0.0514\cdots < 95\%$	∴ 按分計算必要
判定結果	<input type="checkbox"/> 全額控除 <input checked="" type="checkbox"/> 個別対応方式又は一括比例配分方式 ㉑ いずれかに✓を付すこと	

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
課税仕入れ等の対価の額の区分及び税額		
(1) 課税資産の譲渡等にのみ要するもの		
7.8%		
①	2,035,000 ㉔ + 902,465 + 21,103,140 + 1,712,800 + 1,092,836 + 396,517 + 9,792,000 + (1,348,100 - 83,100) = 38,299,758 、 38,299,758 × $\frac{7.8}{110}$ = 2,715,801	
②	731,490 × $\frac{7.8}{110}$ = 51,869 (国内課税仕入れの返還等)	
③	(120,487 + 1,835,625) × $\frac{7.8}{110}$ = 138,706 (期首棚卸資産の加算調整)	
6.24%		
①	(614,373 + 3,244,824 + 385,765) × $\frac{6.24}{108}$ = 245,264	
②	88,387 × $\frac{6.24}{108}$ = 5,106 ㉔ (期首棚卸資産の加算調整)	
(2) その他の資産の譲渡等にのみ要するもの		
7.8%		
247,300 + 687,170 + 1,422,400 + 2,416,843 = 4,773,713 、 4,773,713 × $\frac{7.8}{110}$ = 338,499		
6.24%		
20,515,634 × $\frac{6.24}{108}$ = 1,185,347		
次ページに続く		

【仕入れに係る消費税額】(続き)

計 算 過 程	(単位：円)
(3) 共通に要するもの	
7.8%	
①	$241,742,224 + 150,000 + 376,200 + (3,749,103 - 160,000 - 370,000) \textcircled{2} + 2,135,200$ $+ 2,663,200 + 318,461 + 2,401,300 + 7,266,700$ $+ 1,584,000 + (34,780,767 - 1,584,000 - 3,500,000 - 1,348,100 - 128,034) \}$ $+ 7,628,500 = 297,705,521$
	$297,705,521 \times \frac{7.8}{110} = 21,110,027$
②	$1,267,085 \times \frac{7.8}{110} = 89,847 \text{ (国内課税仕入れの返還等)}$
③	$14,052,951 \times \frac{7.8}{110} = 996,481 \textcircled{2} \text{ (期首棚卸資産の加算調整)}$
6.24%	
①	$128,034 \times \frac{6.24}{108} = 7,397$
(4) 支払対価の合計額	
① 7.8%	
	$(38,299,758 + 4,773,713 + 297,705,521) \times \frac{7.8}{110} = 24,164,328$
② 6.24%	
	$\{ (614,373 + 3,244,824 + 385,765) + 20,515,634 + 128,034 \} \times \frac{6.24}{108} = 1,438,009$
③ ①+②=	25,602,337
(5) 国内課税仕入れの返還等	
	$(731,490 + 1,267,085) \times \frac{7.8}{110} = 141,717$
(6) 期首棚卸資産の加算調整	
① 7.8%	
	$\{ (120,487 + 1,835,625) + 14,052,951 \} \times \frac{7.8}{110} = 1,135,188$
② 6.24%	
	$88,387 \times \frac{6.24}{108} = 5,106$
③ ①+②=	1,140,294

次ページに続く

【仕入れに係る消費税額】(続き)

計 算 過 程	(単位：円)
<p>(7) 個別対応方式の計算</p> $\{ (2,715,801 + 245,264) - 51,869 + (138,706 + 5,106) \}$ $+ (21,110,027 + 7,397) \times \frac{32,872,475}{638,382,790} - 89,847 \times \frac{32,872,475}{638,382,790} + 996,481 \times \frac{32,872,475}{638,382,790}$ $= 4,187,101$	
<p>(8) 一括比例配分方式の計算</p> $25,602,337 \times \frac{32,872,475}{638,382,790} - 141,717 \times \frac{32,872,475}{638,382,790} + 1,140,294 \times \frac{32,872,475}{638,382,790}$ $= 1,369,770$	
<p>(9) 比較</p> <p>(7) > (8) ∴ 4,187,101</p>	
金額	4,187,101 円

【売上に係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$(102,460 + 1,391,740) \times \frac{7.8}{110} + 67,080 \times \frac{6.24}{108} = 109,827$		
金額	109,827	② 円

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$(18,370 + 32,570) \times \frac{7.8}{110} = 3,612$		
金額	3,612	② 円

【控除税額小計】

計 算 過 程		(単位：円)
$4,187,101 + 109,827 + 3,612 = 4,300,540$		
金額	4,300,540	円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額の計算】

計 算 過 程		(単位：円)
控除不足還付税額		
$4,300,540 - 2,356,442 = 1,944,098$		
金額	1,944,098	円

Ⅳ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
納付税額		
0		
金額	0	円

問2-25点-

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
$(4,316,400 + 6,493,519 + 323,400 + 485,100 + 86,800 \textcircled{2}) + (362,603,000 - 142,879,000)$ $+ (246,991,000 - 108,695,900) \textcircled{2} + 18,542,870 + 8,055,930 = 396,323,119$		
$396,323,119 \times \frac{100}{110} = 360,293,744 \rightarrow 360,293,000$ <p style="text-align: center;">(千円未満切捨)</p>	金額	円 360,293,000

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$360,293,000 \times 7.8\% = 28,102,854$		
		円
		28,102,854 $\textcircled{2}$

II 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%	360,293,744	
(2) 非課税資産の輸出等	$(186,500 + 219,147) + (129,740 + 97,820) = 633,207 \textcircled{2}$	
(3) 非課税	$5,078,000 \textcircled{2} + (7,479,000 + 6,455,000 + 1,440,000 \times 50\% \textcircled{2})$ $+ 142,879,000 + 108,695,900 + 401,629,000 + 87,961 = 673,023,861$	
次ページに続く		

【課税売上割合】（続き）

計 算 過 程		(単位：円)
$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{360,926,951}{1,033,950,812}$		
	課税売上割合	$\frac{360,926,951}{1,033,950,812}$ 円

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程		(単位：円)
$\frac{360,926,951}{1,033,950,812} = 0.3490\dots < 95\% \quad \therefore \text{按分計算必要}$		
判定結果	<input type="checkbox"/> 全額控除 <input checked="" type="checkbox"/> 個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと	

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
課税仕入れ等の対価の額の区分及び税額		
(1) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの		
$(1,826,310 + 3,268,900) + 96,470 \textcircled{2} + (37,950,500 + 50,000,000) \textcircled{2}$		
$+ (9,022,680 + 2,163,480) + 2,367,770 = 106,696,110$		
$106,696,110 \times \frac{7.8}{110} = 7,565,724$		
		次ページに続く

【仕入れに係る消費税額】(続き)

計 算 過 程	(単位：円)
(2) その他の資産の譲渡等にのみ要するもの $3,491,160 + 1,860,714 + 94,820 + 249,820 = 5,696,514 \quad \textcircled{2}$ $5,696,514 \times \frac{7.8}{110} = 403,934$ <p>※ マンションBは、居住用賃貸建物の取得となり、仕入税額控除の対象とならない。 ①</p>	
(3) 共通して要するもの $2,420,519 \quad \textcircled{2} + 6,759,680 + 1,339,110 = 10,519,309$ $10,519,309 \times \frac{7.8}{110} = 745,914$	
(4) 支払対価の合計額 $(106,696,110 + 5,696,514 + 10,519,309) \times \frac{7.8}{110} = 8,715,573$	
(5) 個別対応方式による計算 $7,565,724 + 745,914 \times \frac{360,926,951}{1,033,950,812} = 7,826,104$	
(6) 一括比例配分方式による計算 $8,715,573 \times \frac{360,926,951}{1,033,950,812} = 3,042,393$	
(7) 比較 (5) > (6) ∴ 7,826,104	
金額	円 7,826,104

【仕入れに係る消費税額の調整】

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 調整対象固定資産の判定 $\text{ビル A } 205,633,120 \times \frac{100}{110} = 186,939,200 \quad \text{、} \quad 186,939,200 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{ 該当する}$ <p style="text-align: right;">次ページに続く</p>	

【仕入れに係る消費税額の調整】(続き)

計 算 過 程	(単位：円)
変動の調整	
(2) 仕入れ等の課税期間の課税売上割合	
	$\frac{396,325,963}{416,922,055} = 0.9505\cdots \geq 95\%$ 、 $396,325,963 \leq 5$ 億円 \therefore 全額控除
(3) 通算課税売上割合	
	$\frac{1,245,068,568}{2,630,517,226} = 0.4733\cdots$
	分子： $396,325,963 + 168,162,961 + 319,652,693 + 360,926,951 = 1,245,068,568$
	分母： $416,922,055 + 228,339,671 + 951,304,688 + 1,033,950,812 = 2,630,517,226$
(4) 著しい変動の判定	
① 変動率	
	$\frac{0.9505\cdots - 0.4733\cdots}{0.9505\cdots} = 0.5020\cdots \geq 50\%$
② 変動差	
	$0.9505\cdots - 0.4733\cdots = 0.4772\cdots \geq 5\%$ \therefore 著しい減少に該当する
(5) 調整対象基準税額	
	$205,633,120 \times \frac{7.8}{110} = 14,581,257$
(6) 調整税額	
	$14,581,257 - 14,581,257 \times 0.4733\cdots = 7,679,700$ (減算)
次ページに続く	

【仕入れに係る消費税額の調整】(続き)

計 算 過 程		(単位：円)
(7) 調整後の仕入れに係る消費税額		
7,826,104 - 7,679,700 = 146,404		
	調整税額	7,679,700 円
	調整後の仕入れに係る消費税額	146,404 円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
差引税額		
28,102,854 - 146,404 = 27,956,450 → 27,956,400 (百円未満切捨)		
	金額	27,956,400 円

Ⅳ 中間納付税額の計算

計 算 過 程		(単位：円)
〔一月中間申告の要否の判定〕		
1月～4月		
$\frac{5,133,600}{12} = 427,800$	$\leq 4,000,000$	∴ 不要
5月～8月		
$\frac{4,863,200}{12} = 405,266$	$\leq 4,000,000$	∴ 不要
〔三月中間申告の要否の判定〕		
第1四半期(1月～3月)		
$\frac{5,133,600}{12} \times 3 = 1,283,400$	$> 1,000,000$	∴ 必要
第2四半期(4月～6月)		
$\frac{4,863,200}{12} \times 3 = 1,215,799$	$> 1,000,000$	∴ 必要

次ページへ続く

IV 中間納付税額の計算（続き）

計 算 過 程		(単位：円)
[六月中間申告の要否の判定]		
六月中間申告対象期間に三月中間申告対象期間を含むため、六月中間申告は不要 ②		
[中間納付税額]		
1,283,400 + 1,215,700 (千円未満切捨) = 2,499,100		
金額	2,499,100	円 ②

V 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
納付税額		
27,956,400 - 2,499,100 = 25,457,300		
金額	25,457,300	円

消費税法【総評】

〔第一問〕

問 1

問 1 に対しての配点は 30 点とされた。

意義を述べた上で、のように解答の方法について指定をされることは、解答しにくかったと思うが、消費税法施行令に定める「住宅の貸付け」の範囲以外の内容については、個別理論集により解答が可能となる。得点を稼ぎたいところである。

ボーダーラインは 24 点/30 点、合格確実ラインは 26/30 点であると考えてる。

問 2

問 2 に対しての配点は 20 点とされた。

(1)については、設立第 1 事業年度の消費税の課税期間の解答に迷いが生ずる可能性があるが、規定の内容については、得点を稼ぎたいところである。

(2)については、食事の提供の意義以外については、しっかり解答をしてほしいところである。

(3)については、模範解答のように解答をしてほしいところである。

ボーダーラインは 15 点/20 点、合格確実ラインは 18 点/20 点であると考えてる。

以上、理論のボーダーラインは 39 点/50 点、合格確実ラインは 44 点/50 点であると考えてる。

〔第二問〕

問 1

問 1 に対しての配点は 25 点とされた。

標準税率と軽減税率が混在し、期首棚卸資産の加算調整も生じていた。

介護保険関係、サービス付き高齢者住宅における消費税の課税関係及び適用する税率については、初めての出題であった。資料を整理することに時間がかかる問題であり、通常の知識で正解を得られる項目で得点を稼ぎたいところである。

ボーダーラインは 11 点/25 点、合格確実ラインは 15 点/25 点

問 2

問 2 に対しての配点は 25 点とされた。

こちらも調整対象固定資産にかかる変動の調整については、資料を整理することに時間がかかる問題であり、通常の知識で正解を得られる項目で得点を稼ぎたいところである。

ボーダーラインは 18 点/25 点、合格確実ラインは 22 点/25 点

以上、計算のボーダーラインは 29 点/50 点、合格確実ラインは 37 点/50 点であると考えてる。

	ボーダーライン	合格確実ライン	合計
理論	39 点/50 点	44 点/50 点	ボーダーライン : 68 点
計算	29 点/50 点	37 点/50 点	合格確実ライン : 81 点